意見公募要領（案）

１　意見募集対象

都市計画法に基づく開発行為等の審査基準の一部改正案

２　資料入手方法

意見募集対象となる審査基準案（概要等の参考資料を含む。）については、福岡県庁ホームページ（https://www.pref.fukuoka.lg.jp/）の「意見募集（パブリックコメント）」欄に掲載するほか、福岡県建築都市部開発・盛土指導課にて閲覧に供します。

３　意見提出方法

意見書欄に必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス））を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見はお受けしません。

⑴　電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：[kaihatu@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:toshi@pref.fukuoka.lg.jp)

建築都市部開発・盛土指導課開発第一係あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフトＷｏｒｄファイル又はＰＤＦファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合わせください。））として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、５ＭＢとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

⑵　ファクシミリを利用する場合

ファクシミリ番号：０９２－６４３－３７６１

建築都市部開発・盛土指導課開発第一係あて

　　　※ 担当に電話連絡後、送付してください。

⑶　郵送する場合

〒812-8577　福岡市博多区東公園７番７号

建築都市部開発・盛土指導課開発第一係あて

４　意見提出期限

令和７年　月　　日（　曜日）午後５時（必着）

５　留意事項

⑴　提出していただく意見は、日本語に限ります。

⑵　意見が１０００字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

⑶　郵送又はファクシミリの場合には、別途、意見の内容を保存した磁気ディスクの提出をお願いする場合があります。なお、送付いただいた磁気ディスクについては返却できませんので、あらかじめご了承ください。

⑷　提出されました意見は、後日、意見公募の結果を公示する際に、福岡県庁ホームページに掲載するほか、建築都市部開発・盛土指導課において閲覧することができます。

⑸　意見を提出された方の氏名（法人等にあってはその名称）その他の情報は公表する場合があります。公表するに当たって、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

⑹　氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認といった、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

⑺　意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

６　問い合わせ先

建築都市部開発・盛土指導課開発第一係

電話番号：０９２－６４３－３７１５